



電子ビザを試行、まずは上海臨港新区から

中国政府は中国（上海）自由貿易区臨港新エリアの 1300 登録企業の従業員を対象に電子ビザ（E-visa）の発給による入国許可をテスト的に開始した。招聘单位が事前にオンライン申請して取得した電子ビザ確認書と有効な旅券を所持していれば上海各地の入国ゲートから入国でき、30 日間を上限に滞在した後は、中国のいずれの出国ゲートからでも出国できる。現在の試行を経て、将来的には上海市の全企業の招聘者へ、さらには中国各地へと拡大していくものと想定されている。7 月 12 日にシンガポールから上海浦東国際空港に到着した第一号の電子ビザ所持者が入国した。

今回の措置は、臨港新エリアの企業人員のみを対象とするテストで、同区管理委員会に登録した招聘单位（現在 1300 余社）が上海市公安局出入境管理局の電子行政プラットフォームで申請人の査証関連情報を代理申請し、審査を経て条件に合致していれば F（訪問）ビザ、M（商務）ビザ、R（人材）ビザ、Z（就業）ビザ、S2（短期私的事務）ビザのいずれかが発給され、オンラインのみで手続きが完了する。招聘单位が同プラットフォームから「中華人民共和国電子口岸査証確認書」をダウンロードして申請者に送付し、申請者はその確認書（PDF 電子テキスト）を自分の電子デバイスに保存するか印刷して所持する。電子ビザは一次ビザのみで、有効期間 15 日以内に入国し、最長滞在日数は 30 日。

中国はこれまでも外国人の中国訪問に各種の利便措置を講じ、今年上半期の外国人の入国者数は回復から増加に向かっている。すでに全国各地で採用されている措置としては、緊急の商務協力、訪問交流、投資創業、親族訪問、私的事務の処理や、重病人の見舞いや弔意を示すなどの人道的理由で、国外で訪問ビザの手続きが間に合わない外国人に対して国内 99 か所の対外開放している入国管理機関で招聘状などの関連証明により最長 30 日以内の一次ビザを発給している。30 日を超えて滞在を延長する必要がある場合は F ビザ、M ビザ、S2 ビザの延長、変更、更新、または L（旅行）ビザの延長、更新ができる。また、翌日から 144 時間滞在できるトランジットビザや一部国家に対するビザ免除措置がある。

今回試行された電子ビザの発給はすでに各国で実施されているが、中国では初の試み。中国の対外開放がさらに門戸を広げた証であり、外国人との国際往来がさらに活発になり、相互交流が深まることが期待される。